

第4節 障がい保健福祉施策の推進

1. 第4次大阪府障がい者計画の概要

（1）位置づけおよび計画期間

第4次大阪府障がい者計画は、障害者基本法に基づき長期的な視野から障がい者施策全般に関する基本的な方向等を示す総合的な計画であり、障害者自立支援法に基づき3年間の障がい福祉サービスの見込量等を示す第3期大阪府障がい福祉計画と一体的に記述している。

第4次大阪府障がい者計画の計画期間は、平成24（2012）年度から平成33（2021）年度までの10年間である。ただし、第3期大阪府障がい福祉計画に関する部分は、平成26（2014）年度までの3年間である。

（2）基本的な視点

府は、以下の基本理念、基本原則に基づいて施策を推進していく。

ア. 基本理念

人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり

イ. 障がい者基本法の改正等を踏まえた5つの基本原則

- （ア）権利の主体としての障がい者の尊厳の保持
- （イ）社会的障壁の除去・改善
- （ウ）障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求
- （エ）真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
- （オ）多様な主体による協働

（3）施策の推進方向

ア. 最重点施策

府は、次の3つの分野を最重点として強力に推進する。

（ア）入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

希望に応じて地域生活を送れるようにするため、一層強力に地域移行を推進する。

「施設等から生活の場を移すための支援」だけでなく、地域で生活経験を積み上げていく「生活づくり」や、地域で暮らし続けることを含めて支援する。

【数値目標】（平成26年度）

- 地域移行：平成17年10月現在の入所施設利用者の40%以上[国基準30%]
- 入所者数の減少：平成17年10月現在の入所施設利用者の20%以上[国基準10%]
- 精神科病院からの退院促進：
 - ・1年未満入院者の平均退院率77.8%（平成20年6月調査比で7%分増加）
 - ・入院期間5年以上かつ65歳以上の退院者数490人（直近より20%増加）
- 18歳以上の障がい児施設入所者ゼロ（平成28年度末）

（イ）障がい者の就労支援の強化

障がい種別や障がい特性、適性、ニーズに応じたきめ細かな就労支援の強化。

働き始める支援にとどまらず、離職したとしても再就職をめざすなど、働き続けることができるよう、きめ細かく支援。

【数値目標】

- 法定雇用率達成企業の割合：50%以上（平成25年6月）
- 福祉施設からの一般就労者数：1,100人（平成26年度）
- 障がい者就業・生活支援センターの1年後職場定着率90%（平成26年度）

（ウ）施策の谷間にあった分野への支援の充実

いわゆる施策の谷間に置かれていた障がい者にも、新たな焦点を当てて施策を充実。

- ・発達障がい者
- ・高次脳機能障がい者
- ・障がい児
- ・医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)
- ・盲ろう者
- ・難病・慢性特定疾患患者 等

【数値目標】（平成26年度）

- 発達障がい児(者)への専門的支援を実施できる事業所数：120事業所（指定都市を除く）
- 高次脳機能障がいネットワーク参画機関数：500機関
- 医療的ケア対応障がい福祉サービス事業所数：600事業所
- 大阪府登録盲ろう者通訳・介助者：420人

イ. 生活場面に応じた施策の推進方向

障がい当事者の視点から施策を検討し、生活場面ごとに施策の推進方向を定める。

（ア）「地域やまちで過ごす」

10年後のめざすべき姿：障がい者が地域で快適に暮らし活動している

入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす

1. 入所施設からの地域生活への移行

○障がい児施設からの地域移行も含め、市町村も関与する「広がりや展開力のある地域移行」を推進。

2. 精神科病院からの地域生活への移行

○相談支援事業者等の支援により退院意欲を醸成するとともに退院後の生活も支援。アウトリーチ支援にも取り組む。

（イ）「学ぶ」

10年後のめざすべき姿：障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる

早期療育を受ける

1. 健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実

○乳幼児健診の受診率の向上と、要支援と判定された乳幼児への支援。

2. 療育支援の充実

○障がい児相談支援、児童発達支援センターおよび児童発達支援事業所の早期整備に向けた支援、保育所等訪問支援の活用。

【数値目標】（平成26年度）

○児童発達支援センター設置市町村数：33（すべての市）

○児童発達支援事業所数および放課後等サービス事業所数：200（指定都市を除く）

○保育所等訪問支援実施事業所数：50（指定都市を除く）

3. 発達障がいのある幼児児童に対する支援

○保育士や医師などの技能向上のための研修の実施。

○療育拠点における人材育成機能の強化など、市町村における療育の質の向上を支援。

○集団の中で配慮が必要な子どもの数を指標として検証しつつ、施策を推進。

（ウ）「働く」

10年後のめざすべき姿：障がい者が働くことを当然と考え、能力や適性を活かして仕事に就き、働き続けている

（エ）「心や体、命を大切にする」

10年後のめざすべき姿：障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる

必要な健康・医療サービスを受ける

1. 医療サービスの充実

○さまざまな障がい種別に対する医療機関や医療スタッフの理解を深めるための研修を強化。

○発達障がいを診断できる医療機関の確保、精神疾患に関する早期医療の推進、難病患者に対する援助の充実。

2. 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)への支援の強化

○重症心身障がい児(者)が、在宅で保健・医療等のサービスを受けられるよう、二次医療圏域ごとにサービス提供体制を整備。

○重症心身障がい児施設がない地域において、地域生活支援の拠点ともなる施設の整備について検討。

3. 二次障がいの予防

○脳性まひの二次障がいや脊髄損傷の合併症等に対応できる医療機関の充実。

（医学・社会的）リハビリテーションを受ける

- 大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンターの医療部門と福祉部門の連携強化や市町村との連携による地域ネットワークづくりの推進。
- 高次脳機能障がいの地域支援ネットワークを充実。

悩みについて相談する

- 家族に対する相談やこころの健康に関する相談の充実。
- ピアカウンセリングやピアサポートの普及。

（オ）「楽しむ」

10年後のめざすべき姿：障がい者がより質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している

（カ）「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

10年後のめざすべき姿：社会のだれもが障がい者への合理的配慮を実践し、障がい者が社会の構成員であることを実感している

（4）障がい福祉サービス等の見込み量

表5-4-1-1 障がい福祉サービス等の見込み量

		平成25年度	平成26年度
訪問系サービス	居宅介護	434,617時間	476,924時間
		20,736人	22,764人
	重度訪問介護	382,789時間	417,804時間
		2,463人	2,722人
	同行援護	102,455時間	107,997時間
		2,981人	3,167人
	行動援護	12,960時間	14,356時間
515人		570人	
重度障がい者等包括支援	2,050時間	2,219時間	
	合計	934,871時間 26,714人	1,019,300時間 29,242人
日中活動系サービス	短期入所	24,712人日分	26,849人日分
		4,215人	4,582人
	生活介護	323,342人日分	338,019人日分
		17,798人	18,594人
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	18,818人日分	19,989人日分
		1,145人	1,216人
	就労移行支援	46,263人日分	51,515人日分
		2,719人	3,034人
	就労継続支援（A型）	10,451人日分	13,201人日分
574人		721人	
就労継続支援（B型）	173,922人日分	188,564人日分	
	10,302人	11,169人	
	合計	597,508人日分 36,753人	638,137人日分 39,316人
	療養介護	661人	676人

		平成25年度	平成26年度
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)	6,595人	7,298人
	施設入所支援	5,034人	4,903人
相談支援	計画相談支援	14,929人	24,749人
	地域移行支援	631人	747人
	地域定着支援	1,841人	2,767人
児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス		52,524人日分	59,568人日分
		5,678人	6,466人
保育所等訪問支援		719回	1,009回
障がい児相談支援		1,069人	1,617人

* 月当たりの見込み量を示している。

表5-4-1-2 (参考) 区域設定

サービス種別	区域
訪問系サービス、短期入所、共同生活援助、共同生活介護、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	市町村域(43)
日中活動系サービス(療養介護を除く)	障がい保健福祉圏域(18)
療養介護、施設入所支援	大阪府域(1)

(5) 大阪府地域生活支援事業の実施に関する事項

表5-4-1-3 大阪府地域生活支援事業の実施に関する事項

		平成25年度	平成26年度
発達障がい者支援センター運営事業	箇所数	1	1
	実利用者数	1,100人	1,100人
障害者就業・生活支援センター事業	箇所数	18	18
	実利用者数	6,215人	6,766人
高次脳機能障がい支援普及事業	箇所数	1	1
	実利用者数	960人	960人
障がい児等療育支援事業	箇所数	6	6
都道府県相談支援体制整備事業(相談支援によるアドバイザー見込み数)		12人	12人